様式　２

回　　　　　　答

団体名（　　　部落解放大阪府民共闘会議　　　）

|  |
| --- |
| （要望項目）  １．【合理的配慮】  「バリアフリー法」、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」をふまえ、支援を必要とする子どもへの合理的配慮の提供が教育現場ですすむよう施策を講じ、市町村教育委員会に指導・助言するとともに、以下のことにとりくむこと。  ①合理的配慮の基礎となる教育環境の整備・充実を早急かつ適切におこなうよう、市町村教育委員会に指導・助言すること。 |
| （回答）  〇　「令和６年度　市町村教育委員会に対する指導・助言事項」において、一人ひとりの障がいの状況や教育的ニーズに応じた合理的配慮を行い、合理的配慮の基礎となる教育環境の整備・充実に努めるよう明記しています。あわせて、支援教育担当指導主事会等において、「改正バリアフリー法」や「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の施行等について周知するとともに、あらゆる機会を通じて、府が実施している「市町村医療的ケア等実施体制サポート事業」の積極的な活用を促しています。  〇　また、2014（平成26）年３月作成の、インクルーシブ教育システム構築にむけた国の動き、合理的配慮等について記載した「障がいのある子どものより良い就学にむけて　＜市町村教育委員会のための就学相談・支援ハンドブック＞」を活用し、市町村教育委員会支援教育担当指導主事連絡会で周知を図っています。 |
| （回答部局課名）  教育庁　教育振興室　支援教育課  教育庁　市町村教育室　小中学校課 |

様式　２

回　　　　　　答

団体名（　　　部落解放大阪府民共闘会議　　　）

|  |
| --- |
| （要望項目）  １．【合理的配慮】  「バリアフリー法」、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」をふまえ、支援を必要とする子どもへの合理的配慮の提供が教育現場ですすむよう施策を講じ、市町村教育委員会に指導・助言するとともに、以下のことにとりくむこと。  ②財政負担を理由に必要な支援・配慮がなされないことのないよう、施設整備について市町村教育委員会に指導・助言すること。 |
| （回答）  〇　公立小・中学校の施設整備については、文部科学省から「施設整備指針」として、その整備の方向性が示されております。その指針に基づき、学校設置者である市町村が整備を実施することになっています。府教育庁では、障がいのある児童・生徒がともに学ぶことができる学習環境を確保する上で合理的配慮の提供は義務であるとの認識のもと、各市町村に施設整備について指導を行っております。  〇　種々の施設整備にあたっては、国の補助制度が用意されており、障がい児等の学習環境を改善するための工事に対する補助金もございます。  〇　今後とも、良好な教育環境の確保・整備のために、各市町村に対しまして、国の「学校施設環境改善交付金」制度を有効に活用し、計画的に整備を進めるよう働きかけて参ります。 |
| （回答部局課名）  教育庁　施設財務課 |

様式　２

回　　　　　　答

団体名（　　　部落解放大阪府民共闘会議　　　）

|  |
| --- |
| （要望項目）  １．【合理的配慮】  「バリアフリー法」、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」をふまえ、支援を必要とする子どもへの合理的配慮の提供が教育現場ですすむよう施策を講じ、市町村教育委員会に指導・助言するとともに、以下のことにとりくむこと。  ③合理的配慮についての研修や環境整備の現状を明らかにすること。 |
| （回答）  〇　府立学校のすべての教職員が「障害者差別解消法」の趣旨を十分理解し、合理的配慮について適切に対応できるよう、2015（平成27）年10月、府立学校教職員向け研修用資料を作成しました。なお、「改正障害者差別解消法」が施行されたことを受け、202４（令和６）年４月に改訂を行いました。この研修用資料は、管理職への説明会や様々な研修の機会等を通じて、府立学校に周知しているところです。  〇　支援教育課では、合理的配慮に関する研修や環境整備の充実について、各市町村教育委員会支援教育担当指導主事会にて周知を図るとともに、新任管理職研修や新任支援学級担任研修等においても周知しています。  〇　また、令和６年度「市町村医療的ケア等実施体制サポート事業」において、28市町が本事業を活用し、環境整備の充実に努めています。  引き続き、各市町村をハード、ソフトの両面からサポートすることに努めてまいります。  〇　小中学校課では、教職員が障がいに対する理解や認識を深め、一人ひとりの障がいの状況に応じて適切に合理的配慮を行えるよう、毎年、府内小・中・高等学校教職員等を対象に障がい理解教育研修会を実施しています。  〇　府立学校における障がいのある生徒・教職員のための施設・設備の整備については、関係課と調整を図りながら「大阪府福祉のまちづくり条例」に基づき、スロープや手すりの設置、便所の改修等を計画的に実施しています。  〇　環境整備の現状については、毎年実施している公立学校施設整備状況調査の実施と府域内への結果の公表を行っております。また、ヒアリングの場や市町村担当者を集めた研修会等を通じて、補助制度等を活用し、整備するよう引き続き市町村に働きかけてまいりたいと考えております。  〇　府教育センターでは、子どもたちや教職員に適切に合理的配慮がなされることを目的に、初任者・新規採用者研修をはじめ10年経験者研修、小・中学校長人権教育研修、小・中学校教頭人権教育研修、小・中学校の新任校長・新任教頭研修、府立学校の校長・教頭研修、小・中学校人権教育研修、府立学校人権教育研修等で、「合理的配慮」に係る研修を行っています。 |
| （回答部局課名）  教育庁　人権教育企画課  教育庁　教育振興室　支援教育課  教育庁　市町村教育室　小中学校課  教育庁　施設財務課  教育庁　教育振興室　高等学校課 |

様式　２

回　　　　　　答

団体名（　　　部落解放大阪府民共闘会議　　　）

|  |
| --- |
| （要望項目）  １．【合理的配慮】  「バリアフリー法」、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」をふまえ、支援を必要とする子どもへの合理的配慮の提供が教育現場ですすむよう施策を講じ、市町村教育委員会に指導・助言するとともに、以下のことにとりくむこと。  ④当事者や関係者の意見を反映させるためのしくみをつくること。 |
| （回答）  〇　市町村教育委員会が行う就学相談においては、本人や保護者の意向を十分ふまえながら、子どもの障がいの状態、特別の指導内容、教育上の合理的配慮を含む必要な支援内容を整理するよう、市町村教育委員会を指導しています。  〇　府教育庁としましては、市町村教育委員会とのヒアリング等を通じて、各市町村の支援体制の状況等について共有を図っており、引き続き、合理的配慮の観点を踏まえた支援内容について、学校園と保護者・本人が十分に話し合いを行ったうえで、合意形成を図るよう、市町村教育委員会を指導してまいります。  〇　府立高校においては、2014（平成26）年度から実施している高校生活支援カード等を活用し、これまでの学校生活において生徒や保護者が不安や困難を感じている事や障がい等により必要な配慮や支援について把握し、生徒が安全で安心な学校生活を過ごすことができるように努めています。 |
| （回答部局課名）  教育庁　教育振興室　支援教育課  教育庁　市町村教育室　小中学校課  教育庁　教育振興室　高校改革課 |

様式　２

回　　　　　　答

団体名（　　　部落解放大阪府民共闘会議　　　）

|  |
| --- |
| （要望項目）  ２．【インクルーシブ教育基本方針】  「障害者基本法」、「第５次大阪府障がい者計画（後期計画）」、「障害者差別解消法」をふまえ、大阪府の「支援教育」を、すべての子どもたちが「ともに生き、ともに学び、ともに育つ」ことを基本とした、「インクルーシブ教育」へとすすめていくために、以下のことにとりくむこと。  ①大阪府として「インクルーシブ教育基本方針」を策定すること。 |
| （回答）  〇　府としましては、個々の障がいの状況や発達段階等に応じた指導・支援の充実を図ることと、すべての子どもの学びが保障されることが重要であると考えています。  〇　こうした考えのもと、大阪府では、2023（令和５）年３月策定の「第２次大阪府教育振興基本計画」において、「基本方針１ 確かな学力の定着と学びの深化」の重点取組として「障がいのある子どもたちの教育の充実」を掲げ、個々の障がいの状況や一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導・支援を提供できるよう多様な学びの場を設け、学びの連続性や相互連携の強化を図るとともに、地域における支援教育の専門性向上や小中学校等の校内支援体制の充実に向け、支援学校が支援教育のセンター的機能を発揮することをお示ししました。  〇　今後も、すべての子どもが安心して学校生活を送ることができる集団づくりを大切にし、大阪府がこれまでから大事にしてきた「ともに学び、ともに育つ」教育のより一層の推進に努めてまいります。 |
| （回答部局課名）  教育庁　教育振興室　支援教育課 |

様式　２

回　　　　　　答

団体名（　　　部落解放大阪府民共闘会議　　　）

|  |
| --- |
| （要望項目）  ２．【インクルーシブ教育基本方針】  「障害者基本法」、「第５次大阪府障がい者計画（後期計画）」、「障害者差別解消法」をふまえ、大阪府の「支援教育」を、すべての子どもたちが「ともに生き、ともに学び、ともに育つ」ことを基本とした、「インクルーシブ教育」へとすすめていくために、以下のことにとりくむこと。  ②「インクルーシブ教育」推進のための人的配置を基本とした支援事業をさらに拡充すること。 |
| （回答）  〇　障がいのある子どもたちへの人的支援につきましては、従来、府単独加配として重度重複加配や国から措置される児童生徒支援加配を重点的・効果的に配置する中で対応してきたところです。  〇　この府単独加配につきましては、国の定数を最大限確保する中で全廃したところであり、今後は、障がいのある子どもたちへの支援をはじめ、教育諸課題への対応等につきましては、国が措置する定数を確保し、各学校の課題の状況とその取組みに応じて、重点的・効果的な配置を行うこととしています。  〇　ご要求の支援教育における人的支援につきましては、国に要望しているところですが、今後とも、国定数の確保に努めるとともに、効果的に活用できるよう関係課と連携してまいります。 |
| （回答部局課名）  教育庁　教職員室　教職員人事課 |

様式　２

回　　　　　　答

団体名（　　　部落解放大阪府民共闘会議　　　）

|  |
| --- |
| （要望項目）  ２．【インクルーシブ教育基本方針】  「障害者基本法」、「第５次大阪府障がい者計画（後期計画）」、「障害者差別解消法」をふまえ、大阪府の「支援教育」を、すべての子どもたちが「ともに生き、ともに学び、ともに育つ」ことを基本とした、「インクルーシブ教育」へとすすめていくために、以下のことにとりくむこと。  ③すべての子どもたちが地域の学校に通うことを前提に、施策を充実すること。 |
| （回答）  〇　府教育庁では、障がいのある児童生徒が地域の小・中・義務教育学校へ安心して通えるよう、障がい種別による支援学級の設置や看護師配置の促進など、支援体制の整備に努めています。  〇　市町村教育委員会に対しては、「ともに学び、ともに育つ」教育の一層の充実に向け、2014（平成26）年３月に作成した「障がいのある子どものより良い就学に向けて＜市町村教育委員会のための就学相談・支援ハンドブック＞」を活用し、本人・保護者の意向を最大限尊重した就学相談・支援の実施、障がいの有無にかかわらず、全ての子どもたちが地域の学校で学ぶことができるための過ごしやすい学校づくり等、一人ひとりの障がいの状況や教育的ニーズに応じた適切な支援・配慮を行うよう指導しています。  〇　また、教職員が障がいに対する理解や認識を深め、一人ひとりの障がいの状況に応じた適切な教育が行えるよう、毎年、府内小・中・高等学校教職員等を対象に障がい理解教育研修会を実施しています。  〇　府立高校における障がいのある生徒の受け入れに際しましては、障がいのある生徒の状況に応じて非常勤講師や介助員、学習支援員を配置するなど、人的支援に努めるとともに、施設・設備や支援機器などの整備を進めています。  〇　また、2014（平成26）年度から全ての府立高校で実施している高校生活支援カード等を活用し、これまでの学校生活において生徒や保護者が不安や困難を感じている事や障がい等により必要な配慮や支援について把握し、生徒が安全で安心な学校生活を過ごすことができるように努めているところです。 |
| （回答部局課名）  教育庁　教育振興室　支援教育課  教育庁　市町村教育室　小中学校課  教育庁　教育振興室　高校改革課 |

様式　２

回　　　　　　答

団体名（　　　部落解放大阪府民共闘会議　　　）

|  |
| --- |
| （要望項目）  ３．【自立支援コース・共生推進教室】すべての子どもが高校への進学をめざせるよう、自立支援コース・共生推進教室の充実等について、施策を講ずるとともに、以下のことにとりくむこと。  ①入学希望の多い「自立支援コース」の募集人数の増や、大阪府内各地域に新たに設置するなど拡充にむけた具体的な年次計画を早急に示すこと。 |
| （回答）  〇　知的障がい生徒自立支援コース・共生推進教室については、2005（平成17）年の大阪府学校教育審議会答申を踏まえ、知的障がいのある生徒が社会的自立を図れるよう、一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を行うとともに、府立高校において「ともに学び、ともに育つ」教育を推進するため、2006（平成18）年度に制度化しました。  〇　その後、「大阪府教育振興基本計画」等により順次拡充し、2020（令和２）年度より府立東住吉高校と府立今宮高校に新たに共生推進教室を設置しました。また、これまでの成果等をふまえ、知的障がい生徒自立支援コース入学者選抜においては、2018（平成30）年度に３校、2022（令和４）年度に１校の募集人員を１人ずつ増員しました。  〇　今後とも、府立高校における「ともに学び、ともに育つ」教育の推進が重要であるとの認識のもと、府立高校に在籍する障がいのある生徒の教育の充実にむけ、本取組みの成果等をしっかりと府立学校で共有するとともに、生徒や保護者のニーズを受け止め、これら取組みの更なる充実を図ってまいります。 |
| （回答部局課名）  教育庁　教育振興室　高校改革課 |

様式　２

回　　　　　　答

団体名（　　　部落解放大阪府民共闘会議　　　）

|  |
| --- |
| （要望項目）  ３．【自立支援コース・共生推進教室】すべての子どもが高校への進学をめざせるよう、自立支援コース・共生推進教室の充実等について、施策を講ずるとともに、以下のことにとりくむこと。  ②「共生推進教室」でおこなう職業に関する専門教育については、子ども、保護者の希望を優先し、本校での学習を強制しないとともに、選考の条件としないこと。また、「共生推進教室」設置校の本校を近隣の支援学校とすること。 |
| （回答）  〇　共生推進教室における本校での職業に関する専門教科の学習については、生徒の就労支援の充実を図るため本校と共生推進校の教員の連携・協力のもと、共生推進教室の教育課程に位置付けて実施しています。 |
| （回答部局課名）  教育庁　教育振興室　高校改革課 |

様式　２

回　　　　　　答

団体名（　　　部落解放大阪府民共闘会議　　　）

|  |
| --- |
| （要望項目）  ３．【自立支援コース・共生推進教室】すべての子どもが高校への進学をめざせるよう、自立支援コース・共生推進教室の充実等について、施策を講ずるとともに、以下のことにとりくむこと。  ③就労支援については、地域の自立支援施設との交流や社会体験学習を保障する地域支援組織の創設、就労支援組織との連携をはかること。 |
| （回答）  〇　自立支援推進校、共生推進校における就労支援について、府教育庁と関係部局との連携による各校への職場体験実習協力企業情報の提供や、関係校対象の連絡会における情報交換を行うなどにより、各校における卒業後の進路実現にむけた取組みを支援しております。 |
| （回答部局課名）  教育庁　教育振興室　高校改革課 |

様式　２

回　　　　　　答

団体名（　　　部落解放大阪府民共闘会議　　　）

|  |
| --- |
| （要望項目）  ４．【高校教育のあり方】  「ともに生き、ともに学び、ともに育つ」インクルーシブ教育の理念のもとで、公立高校が子どもや保護者の多様なニーズに対応するための学びを保障するにあたり、以下のことにとりくむこと。  ①しょうがいのある子どもたちの実態に対し、必要な人的保障や物的保障を最大限おこなうこと。 |
| （回答）  〇　府立高校においては、障がいのある生徒の高校生活支援事業により、配慮の必要な生徒が在籍する学校に、看護師や介助員、学習支援員を措置するとともに、施設、設備や支援機器の整備などの障がいのある生徒への支援の充実を図っています。また、障がいの状況により個別の指導が必要な場合などは、生徒一人ひとりの障がいの状況を把握しながら、学校からの要望を踏まえつつ、別途非常勤講師を措置しています。  〇　今後とも、学習指導において必要な配慮を行い、生徒の障がいの実態を的確に把握し、適切な支援ができるよう努めてまいります。 |
| （回答部局課名）  教育庁　教育振興室　高校改革課  教育庁　教職員室　教職員人事課 |

様式　２

回　　　　　　答

団体名（　　　部落解放大阪府民共闘会議　　　）

|  |
| --- |
| （要望項目）  ４．【高校教育のあり方】  「ともに生き、ともに学び、ともに育つ」インクルーシブ教育の理念のもとで、公立高校が子どもや保護者の多様なニーズに対応するための学びを保障するにあたり、以下のことにとりくむこと。  ②01年９月「府立高等学校における障害のある子どもたちに対する学習指導及び評価について（通知）」の周知徹底をはかり、しょうがいや特性に応じた学習指導・評価がおこなわれるよう努めること。 |
| （回答）  〇　大阪府では、2001（平成13）年９月12日付けで「府立高等学校における障害のある生徒に対する学習指導及び評価について」を府立高校長あて通知し、弾力的な教育課程の編成など、障がいのある生徒に対する学習指導及び評価を行う際の留意点を示しました。  〇　しかし、この通知から年月も経っていることから、毎年実施している大阪府高等学校教育課程協議会や「府立学校に対する指示事項」などを通じて、通知の周知徹底を図るとともに、各学校が生徒一人ひとりの実態に即した適切な取組みを行うよう指導してまいります。 |
| （回答部局課名）  教育庁　教育振興室　高等学校課 |

様式　２

回　　　　　　答

団体名（　　　部落解放大阪府民共闘会議　　　）

|  |
| --- |
| （要望項目）  ４．【高校教育のあり方】  「ともに生き、ともに学び、ともに育つ」インクルーシブ教育の理念のもとで、公立高校が子どもや保護者の多様なニーズに対応するための学びを保障するにあたり、以下のことにとりくむこと。  ③高校の通級指導教室について、成果や課題を分析して、今後の運用に生かすこと。指導体制がとれないために通級指導をおこなえないことがないよう、今後の設置計画を策定すること。 |
| （回答）  〇　府立高校における通級による指導については、第２次大阪府教育振興基本計画前期事業計画において、国加配を活用した設置校の充実を掲げ、現在、府立高校1１校において在籍する発達障がいの特性のある生徒を対象として、自立活動に相当する指導を実施しています。今後とも取組みの充実に向けて、「高等学校における支援教育推進フォーラム」等における成果等の発信に努めるとともに、府立高校における通級による指導の更なる充実を図ってまいります。 |
| （回答部局課名）  教育庁　教育振興室　高校改革課 |

様式　２

回　　　　　　答

団体名（　　　部落解放大阪府民共闘会議　　　）

|  |
| --- |
| （要望項目）  ５．【高校進学】  高校進学を希望するすべての子どもたちに入学を保障するよう求める観点から、以下のことにとりくむこと。  ①すべての高校を受験することが可能であることを保護者等に周知すること。 |
| （回答）  〇　障がいのある生徒の高校受験に関わっては、受験上の配慮に係る説明会を市町村教育委員会の担当者を対象として実施するとともに、府教育委員会のウェブページにおいて、入学者選抜に係る情報や中学生等の進路選択に関する資料等を掲載するなど、応募資格を含めた選抜制度の周知に努めているところです。  〇　府教育庁では、「ともに学び、ともに育つ」教育の理念のもと、2006（平成18）年度より、知的障がいのある生徒が高等学校で学ぶ「知的障がい生徒自立支援コース」と「共生推進教室」を制度化し、現在、知的障がい生徒自立支援コースを府立高校11校、共生推進教室を府立高校10校に設置し、進路選択の充実に努めています。  〇　2024（令和６）年10月に、「自立支援推進校・共生推進校・高等支援学校個別相談会」を開催し、市町村教育委員会、学校教員、生徒・保護者、関係者等府民に対して、取組みを広く発信したところであり、今後とも周知に努めてまいります。 |
| （回答部局課名）  教育庁　教育振興室　高等学校課  教育庁　教育振興室　支援教育課  教育庁　教育振興室　高校改革課 |

様式　２

回　　　　　　答

団体名（　　　部落解放大阪府民共闘会議　　　）

|  |
| --- |
| （要望項目）  ５．【高校進学】  高校進学を希望するすべての子どもたちに入学を保障するよう求める観点から、以下のことにとりくむこと。  ②高校受験に際して、引き続き受験上の配慮をすすめること。私学に対しても同様の指導をおこなうこと。なお、入試制度の変更によって、しょうがいのある子どもたちに不利益がないよう、ていねいな対応をおこなうこと。 |
| （回答）  〇　障がいのある生徒の高等学校への受入れに関しましては、高等学校入学者選抜において、障がいがあるという理由で、不合理な取扱いがなされることのないよう、選抜実施要項や実施細目の改善を図りながら、中学校や高等学校を指導してまいったところです。  〇　入学者選抜の受験上の配慮といたしましては、別室受験、検査時間の延長、点字による受験、代筆解答による受験、拡大した学力検査問題の使用、パソコン等の機器使用、介助者の配置、漢字にひらがなのルビを付した問題用紙の使用などの制度を導入しており、障がいの状況に応じた受験方法の工夫に努めてまいりました。  〇　また、平成28年度選抜からの制度変更に伴い、自己申告書の提出における配慮事項として自己申告書の代筆及び翻訳を行っています。  〇　加えて、令和５年度選抜からは実技検査においても検査のねらいを損なわない範囲で配慮を実施するとともに、令和６年度選抜からは、定時制の課程における小論文に係る配慮等についても実施いたしました。  〇　障がいのある生徒が私立学校を受験する際には、必要な措置を講じるよう、私学団体を通じて私立学校に要請しているところです。私立学校においては、大阪私立学校人権教育研究会の努力もあり、事前相談の実施や受験時の配慮などがなされています。  〇　今後とも、私立学校への進学を希望する生徒が、障がいがあるという理由のみで、進学の機会を失うことのないよう、受験時における配慮について私学団体を通じて私立学校に要請してまいります。 |
| （回答部局課名）  教育庁　教育振興室　高等学校課  教育庁　市町村教育室　小中学校課  教育庁　私学課 |

様式　２

回　　　　　　答

団体名（　　　部落解放大阪府民共闘会議　　　）

|  |
| --- |
| （要望項目）  ５．【高校進学】  高校進学を希望するすべての子どもたちに入学を保障するよう求める観点から、以下のことにとりくむこと。  ③高校で学ぶすべてのしょうがいのある子どもたちのニーズに応じた条件整備をおこなうこと。 |
| （回答）  〇　府立高校においては、障がいのある生徒の高校生活支援事業により、配慮の必要な生徒が在籍する学校に、看護師や介助員、学習支援員を措置するとともに、施設、設備や支援機器の整備など、障がいのある生徒への支援の充実を図っています。  〇　また、障がいの状況により個別の指導が必要な場合などは、生徒一人ひとりの障がいの状況を把握しながら、学校からの要望を踏まえつつ、別途非常勤講師を措置しております。今後とも、学習指導において必要な配慮を行い、生徒の障がいの実態を的確に把握し、適切な支援ができるよう努めてまいります。  〇　私立学校における障がいのある生徒の学びを促進するため、従前から、国の私立高等学校等施設高機能化整備費補助金により、バリアフリー化整備事業などに要する経費に対し補助を行っています。  〇　また、障がいのある生徒が安心して通える学校づくりを支援するため、2011（平成23）年度から「障がいのある生徒の高校生活支援事業」を、2014（平成26）年度から「特別支援教育に係る活動の充実事業」を実施しているところです。  〇　今後とも、学校法人に対し説明会等を通じて、こうした制度について周知を徹底し、活用を促進してまいります。 |
| （回答部局課名）  教育庁　教育振興室　高校改革課  教育庁　私学課 |

様式　２

回　　　　　　答

団体名（　　　部落解放大阪府民共闘会議　　　）

|  |
| --- |
| （要望項目）  ５．【高校進学】  高校進学を希望するすべての子どもたちに入学を保障するよう求める観点から、以下のことにとりくむこと。  ④「高校生活支援カード」については、子どもたちをとりまく状況に応じた支援をおこなうために活用するような施策を講ずること。また、市町村教育委員会にも「高校生活支援カード」の有効的な活用の好事例を周知すること。 |
| （回答）  〇　2014（平成26）年度から全ての府立高校で実施している「高校生活支援カード」により、把握された障がい等により配慮や支援が必要な生徒については、生徒の状況に応じて適切な指導・支援に努めてまいります。  〇　高校生活支援カードについては、中学校進路指導担当者研修会や進学指導協議会等の機会を通じて中学校への周知を行っています。また、その有効的な活用等について、スクールカウンセラー連絡協議会等で実践報告をするとともに、組織的かつ継続的な支援を行うよう指導してまいります。 |
| （回答部局課名）  教育庁　教育振興室　高等学校課 |

様式　２

回　　　　　　答

団体名（　　　部落解放大阪府民共闘会議　　　）

|  |
| --- |
| （要望項目）  ５．【高校進学】  高校進学を希望するすべての子どもたちに入学を保障するよう求める観点から、以下のことにとりくむこと。  ⑤定員内不合格を出さないように高校への指導を強めること。 |
| （回答）  〇　高等学校への入学許可につきましては、中学校長が作成する調査書や学力検査等の成績を資料とした入学者選抜に基づいて高等学校長が行うこととされておりますが、いわゆる定員内不合格につきましては、原則として生じさせないというのが、入学者選抜における基本的な姿勢です。  〇　今後とも、基本的な姿勢に則った対応をするよう高等学校への指導を続けるとともに、引き続き、この趣旨を、高等学校に徹底してまいります。 |
| （回答部局課名）  教育庁　教育振興室　高等学校課 |

様式　２

回　　　　　　答

団体名（　　　部落解放大阪府民共闘会議　　　）

|  |
| --- |
| （要望項目）  ６．【手話言語条例】  「大阪府言語としての手話の認識の普及及び習得の機会の確保に関する条例」が、教育現場で活用できるよう施策を講ずること。 |
| （回答）  〇　大阪府条例第四号「大阪府言語としての手話の認識の普及及び習得の機会の確保に関する条例」の第四条では、「府は、聴覚障害者が在学する学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校及び高等課程を置く専修学校をいう。以下同じ。）による次に掲げる教育活動において手話を習得することのできる機会の確保を図るため、学校に対し、情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援を行うものとする。」としています。聴覚に障がいのある幼児児童生徒が学校において手話を習得する機会を確保するためには、まずは聴覚障がい支援学校の教員や難聴学級のある小中学校の教員の手話に関する技能を向上させることが必要であると認識しています。そのため、府としてできる学校支援については、福祉部障がい福祉室自立支援課との連携を続けており、2017(平成29)年度から、社会人対象の手話講座を活用して、聴覚支援学校教員等の手話技能の向上を図る取組みを行っています。  同条例の趣旨を踏まえ、これまでの府立高校における取組みをもとに、学校に対し、情報の提供などの支援を行います。  〇　また、小中学校においては、教職員が本条例の内容について理解し、教育活動に生かせるよう市町村教育委員会に対して周知してまいります。 |
| （回答部局課名）  教育庁　教育振興室　支援教育課  教育庁　教育振興室　高校改革課  教育庁　市町村教育室　小中学校課 |

様式　２

回　　　　　　答

団体名（　　　部落解放大阪府民共闘会議　　　）

|  |
| --- |
| （要望項目）  ７．【障害者雇用を促進する条例（ハートフル条例）】  大阪府における高等支援学校等卒業生を含め、しょうがい者雇用の現状と課題を明らかにし、雇用率改善にむけたとりくみをすすめること。とくに、大阪府教育庁は法定雇用率の達成にむけて、知的しょうがいのある府立学校卒業生を雇用する「教育庁ハートフルオフィス推進事業」等の現状と課題を明らかにすること。 |
| （回答）  〇　2024（令和６）年６月１日現在の大阪府内民間企業における障がい者雇用状況の集計結果については、現在まで国から公表されていませんが、2023（令和５）年６月１日現在の実雇用率は過去最高の2.35％であり、大阪府内の民間企業における実雇用率は、年々増加しています。  〇　就業促進課では、「大阪府障害者等の雇用の促進等と就労の支援に関する条例（ハートフル条例）」に基づき、契約や補助金など府と関係のある法定雇用未達成事業主に対し、法定雇用の速やかな達成に向けて誘導や支援を行っています。また、法定雇用率未達成の特定中小事業主（府内のみに事務所・事業所を有する常用雇用労働者40人以上100人以下の事業主）に対しても、障がい者の雇用状況の報告や雇用推進計画の作成・提出を努力義務として求めるとともに事業主個々の状況に応じた計画の作成や達成に向けて支援を行っています。  〇　さらに、障がい特性の理解と雇用を促進するための企業向けセミナーや職場実習受け入れのコーディネートを展開しております。企業向けセミナーでは、高等支援学校等の見学と企業の事例紹介を組み合わせたセミナーや、合理的配慮の提供義務に関するセミナーなどを開催しています。  〇　課題としては、特に求職者数が増加している精神障がい者（発達障がい者を含む）の雇用、職場定着が重要と認識しています。そのため、精神障がい者を中心とした職場体験受入れマッチング会や人事担当者等を対象とした先進企業での職場体験を取り入れた研修の開催、啓発冊子の配布など幅広い取組みを通じて、精神障がい者の雇用と職場定着の支援を継続的に行っています。  〇　また、いわゆる雇用ゼロ企業への障がい者雇用の理解促進についても課題として認識しており、その対応の一つとして2023（令和５）年度に障がい者雇用の理解促進のためのツール（業種別、障がい別の業務マトリクス（行列表）を作製、2024（令和６）年度にはその協力事業主（２社予定）の障がい者雇用に関する動画を作製し、具体的な障がい者の業務内容等をイメージしてもらい、初めての障がい者雇用に取組みやすくなるよう支援していきます。  〇　教育委員会では、これまでも積極的に障がい者雇用の取組みを進めてきましたが、2024（令和６）年６月１日時点の障がい者雇用率は2.11%で、法定雇用率を下回る状態にあります。このことを重く受け止め、引き続き改善に向けて、「大阪府教育委員会における障がい者である職員の活躍推進計画」に基づくさまざまな取組みを進めてまいります。  〇　また、教職員を対象とした障がい者対象の採用選考を実施する等、法定雇用率達成に向け、障がい者の方々が適性に応じてその能力を発揮し、教育現場等で活躍していただけるよう、取り組んでまいります。  〇　障がいを有する教職員に対しては、今後とも本人の希望をよくお聞きし、「合理的配慮」に努めてまいります。  〇　なお、「教育庁ハートフルオフィス」では、これまでに17名の知的障がいのある府立学校卒業生を非常勤職員として採用し、最長約２年間の就労支援を行っています。今後も継続して事業を実施できるよう環境整備に努めてまいります。 |
| （回答部局課名）  商工労働部　雇用推進室　就業促進課  教育庁　教育総務企画課  教育庁　教職員室　教職員人事課 |

様式　２

回　　　　　　答

団体名（　　　部落解放大阪府民共闘会議　　　）

|  |
| --- |
| （要望項目）  ８．【就学】  ①就学時健康診断については、93年の確認（ア．受診義務はない。イ．就学時健康診断をもとに振り分けをおこなわない。ウ．保護者の意向を尊重する。エ．精密検査の受診についても強制はしない。オ．前記事項を市町村教育委員会に指導する。）を周知徹底すること。 |
| （回答）  〇　（公財）日本学校保健会が作成した「就学時の健康診断マニュアル」については、参考となる部分があるものの、一部誤解等を与える記載があり、取り扱いについては、参考としての対応とし、実際の就学時の健康診断の際には、各市町村教育委員会において適切に実施するよう周知しています。  〇　就学時の健康診断については、受診義務はないこと、就学時の健康診断をもとに振り分けをおこなわないこと、保護者の意向を尊重すること、精密検査の受診についても強制はしないことを示すなど、適切に実施されるよう、引き続き、市町村教育委員会を指導・助言してまいります。 |
| （回答部局課名）  教育庁　教育振興室　保健体育課 |

様式　２

回　　　　　　答

団体名（　　　部落解放大阪府民共闘会議　　　）

|  |
| --- |
| （要望項目）  ８．【就学】  ②「障害者基本法」や「学校教育法施行令」をふまえ、まずは地域の学校への就学をすすめるべきであることについて大阪府の認識を示し、以下の点について市町村教育委員会を指導すること。  （ア）「就学指導委員会」や就学時の相談での「振り分け」がおこなわれないよう、委員会の名称も含め、市町村教育委員会を指導すること。 |
| （回答）  〇　「障害者基本法」及び「学校教育法施行令」一部改正の趣旨を踏まえ、府教育庁としては、障がいのある児童生徒の社会参加・自立に向けた主体的な取組みを支援する観点から、すべての児童生徒が地域で「ともに学び、ともに育つ」ことを基本に、障がいのある児童生徒一人ひとりの状況に応じた教育を一層推進してまいります。  〇　また、就学相談・支援にあたっては、府教育庁が2014年（平成26年）３月に作成した「障がいのある子どものより良い就学に向けて＜市町村教育委員会のための就学相談・支援ハンドブック＞」において、『市町村教育委員会は、障がいの程度に関わらず、小・中学校から始まる就学相談をスタートし、地域の小・中学校で受け入れるという意識をもって就学相談・支援を進めていく必要がある。』と示すとともに、専門家等の意見聴取を行う際には、それらの意見が就学先を決定するものではないことを、委員会の名称も含め市町村教育委員会に対して指導しています。 |
| （回答部局課名）  教育庁　教育振興室　支援教育課 |

様式　２

回　　　　　　答

団体名（　　　部落解放大阪府民共闘会議　　　）

|  |
| --- |
| （要望項目）  ８．【就学】  ②「障害者基本法」や「学校教育法施行令」をふまえ、まずは地域の学校への就学をすすめるべきであることについて大阪府の認識を示し、以下の点について市町村教育委員会を指導すること。  （イ）就学通知は、地域の学校名を就学先としたものを「就学指導委員会」よりも先に送付するよう指導すること。 |
| （回答）  〇　就学通知などの就学に関する事務手続きについては、関係法令に基づき、設置者である市町村教育委員会の定めるところにより行われるものと認識しています。 |
| （回答部局課名）  教育庁　教育振興室　支援教育課 |

様式　２

回　　　　　　答

団体名（　　　部落解放大阪府民共闘会議　　　）

|  |
| --- |
| （要望項目）  ８．【就学】  ②「障害者基本法」や「学校教育法施行令」をふまえ、まずは地域の学校への就学をすすめるべきであることについて大阪府の認識を示し、以下の点について市町村教育委員会を指導すること。  （ウ）就学相談については、必要に応じて適切におこない、就学先については保護者、本人の意向を最大限尊重するよう市町村教育委員会を指導すること。 |
| （回答）  〇　府教育庁としては、市町村教育委員会と関係部局、関係機関等が連携し、保護者が早い段階から就学相談に関する情報を知ることができるよう、早期からの相談・支援の充実について働きかけるとともに、本人・保護者の意向を最大限に尊重した就学相談・支援ならびに就学事務手続きが行われるよう、あらゆる機会を通じて、引き続き市町村教育委員会に対して指導してまいります。 |
| （回答部局課名）  教育庁　教育振興室　支援教育課 |

様式　２

回　　　　　　答

団体名（　　　部落解放大阪府民共闘会議　　　）

|  |
| --- |
| （要望項目）  ９．【支援学級・通級】  ①支援学級の学級編制基準を引きさげるよう、国へ要望すること。 |
| （回答）  〇　支援学級の設置については、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」に基づく、国措置定数に則り、市町村教育委員会は、障がい種別による学級設置に努めています。  〇　府教育庁としては、小・中・義務教育学校における支援教育の充実を図るため、市町村教育委員会と連携し、今後とも障がい種別による設置を行うとともに、国に対しては、地域の実情に応じて教育的ニーズに対応できる定数措置が可能となるよう、引き続き要望してまいります。  〇　支援学級の編制基準につきましては、いわゆる義務標準法で定められている標準を基本としており、定数につきましては、標準法による定数を基本として、大阪府の定数状況を勘案の上、配置しているところです。今後とも大阪府の教育課題の状況等を踏まえ、国において措置される定数を最大限に確保し、各学校が抱える課題とその具体的な取組みに対して、効果的・重点的な教職員の配置ができるよう努めてまいります。 |
| （回答部局課名）  教育庁　教育振興室　支援教育課  教育庁　教職員室　教職員人事課 |

様式　２

回　　　　　　答

団体名（　　　部落解放大阪府民共闘会議　　　）

|  |
| --- |
| （要望項目）  ９．【支援学級・通級】  ②支援学級については、しょうがい種別による学級設置とすること。 |
| （回答）  〇　支援学級の教員配置については、各市町村教育委員会から支援学級入級希望の児童生徒の障がいの状況等を十分聴取し、障がい種別による支援学級の設置を行うなど、実態に応じた配置に努めてまいりました。  〇　「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」に則り、国措置定数を活用し、障がい種別による学級設置を行い、教育水準の確保に努めてまいります。 |
| （回答部局課名）  教育庁　教育振興室　支援教育課 |

様式　２

回　　　　　　答

団体名（　　　部落解放大阪府民共闘会議　　　）

|  |
| --- |
| （要望項目）  ９．【支援学級・通級】  ③通級指導教室の設置が困難な場合に、府単独での人的措置など、対策を講じること。また、教員の配置について、定数を引き下げるよう、国へ要望すること。 |
| （回答）  〇　通級指導担当教員については、2024（令和６）年度、政令市を除き小学校・義務教育学校前期課程で642名、中学校・義務教育学校後期課程で262名を配置しています。  〇　府教育庁としては、通常の学級に在籍するLD、ADHD等の支援の必要な児童生徒の状況やニーズを踏まえ、担当教員の基礎定数化の確実な実施と「児童生徒13人に教員１人」の基準の引き下げについて国に対して要望してまいります。  〇　通級指導教室の設置に伴う教員配置につきましては、いわゆる標準法による定数を基本として、大阪府の定数状況を勘案の上、配置しているところです。今後とも大阪府の教育課題の状況等を踏まえ、国において措置される定数を最大限に確保し、各学校が抱える課題とその具体的な取組みに対して、効果的・重点的な教職員の配置ができるよう努めてまいります。 |
| （回答部局課名）  教育庁　教育振興室　支援教育課  教育庁　教職員室　教職員人事課 |

様式　２

回　　　　　　答

団体名（　　　部落解放大阪府民共闘会議　　　）

|  |
| --- |
| （要望項目）  ９．【支援学級・通級】  ④支援教育に必要な加配などの人的措置をおこなうこと。 |
| （回答）  〇　障がいのある子どもたちへの人的支援につきましては、従来、府単独加配として重度重複加配や国から措置される児童生徒支援加配を重点的・効果的に配置する中で対応してきたところです。この府単独加配につきましては、国の定数を最大限確保する中で全廃したところであり、今後は、障がいのある子どもたちへの支援をはじめ、教育諸課題への対応等につきましては、国が措置する定数を確保し、各学校の課題の状況とその取組みに応じて、重点的・効果的な配置を行うこととしています。  〇　ご要求の支援教育における人的措置につきましては、国に要望しているところですが、今後、国定数の確保に努めるとともに、効果的に活用できるよう関係課間で連携してまいります。 |
| （回答部局課名）  教育庁　教職員室　教職員人事課 |

様式　２

回　　　　　　答

団体名（　　　部落解放大阪府民共闘会議　　　）

|  |
| --- |
| （要望項目）  ９．【支援学級・通級】  ⑤通常学級に在籍するさまざまな支援を必要とする子どもの指導について人的配置をおこなうこと。 |
| （回答）  〇　障がいのある子どもたちへの人的支援につきましては、従来、府単独加配として重度重複加配や国から措置される児童生徒支援加配を重点的・効果的に配置する中で対応してきたところです。この府単独加配につきましては、国の定数を最大限確保する中で全廃したところであり、今後は、障がいのある子どもたちへの支援をはじめ、教育諸課題への対応等につきましては、国が措置する定数を確保し、各学校の課題の状況とその取組みに応じて、重点的・効果的な配置を行うこととしています。  〇　ご要求の支援教育における人的措置につきましては、国に要望しているところですが、今後、国定数の確保に努めるとともに、効果的に活用できるよう関係課間で連携してまいります。 |
| （回答部局課名）  教育庁　教職員室　教職員人事課 |

様式　２

回　　　　　　答

団体名（　　　部落解放大阪府民共闘会議　　　）

|  |
| --- |
| （要望項目）  10．【ダブルカウント】  小中学校等に在籍するしょうがいのある子どもの学籍については、通常学級・支援学級の両方に置くという、ダブルカウントを復活すること。その際、「原」（げん）学級とは、通常学級であることを確認すること。また、支援学校等に在籍する子どもたちについても「ともに生き、ともに学び、ともに育つ」理念から居住地の小中学校等に同時に在籍する二重学籍制度（副学籍制度など）とし、交流促進に努めること。 |
| （回答）  〇　学級編制については、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」に則り、児童生徒の在籍状況に基づき行われるため、ダブルカウント等については困難です。  〇　支援学級在籍児童生徒の学籍については、法律上は支援学級在籍となりますが、大阪府においては、「ともに学び、ともに育つ」と言う観点から、通常の学級にも位置づけるという従来からの方針に変わりありません。  〇　また、支援学校在籍児童生徒についても、現行制度上は地域の学校との二重学籍は認められませんが、居住地の小・中・義務教育学校と交流を深めることは、地域の子どもの一人であるという認識を高める上で重要であり、市町村教育委員会（及び支援学校）に対して、その趣旨を徹底するとともに、交流の推進に努めてまいります。 |
| （回答部局課名）  教育庁　教育振興室　支援教育課 |

様式　２

回　　　　　　答

団体名（　　　部落解放大阪府民共闘会議　　　）

|  |
| --- |
| （要望項目）  11．【医療的ケア】  「医ケア法」の施行に伴い、医療的ケアの必要な子どもの就学がすすみ、ニーズも高まっている。子どもが安心して学校に通うための措置を講ずるとともに、以下のことにとりくむこと。  ①看護師が安定的に配置されるよう、勤務労働条件の改善などの措置を講じること。 |
| （回答）  〇　府立支援学校における看護師の処遇改善について、地公法改正に伴い、特別非常勤講師（看護師）は、会計年度任用職員へ移行しました。  〇　また、臨時技師（看護師）については、任期の定めのない常勤職員との均衡を考慮し、2020（令和２）年４月１日より、従前の最高号給未満の号給を上限とする取扱いを廃止しました。  〇　学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行により、学校教育法施行規則に、学校において医療的ケアを実施する看護師の名称及び職務内容が規定されたものの、正規の学校職員として、看護師配置を可能とする制度改正は行われておらず、引き続き、制度改正について、国へ要望してまいります。 |
| （回答部局課名）  教育庁　教育振興室　支援教育課 |

様式　２

回　　　　　　答

団体名（　　　部落解放大阪府民共闘会議　　　）

|  |
| --- |
| （要望項目）  11．【医療的ケア】  「医ケア法」の施行に伴い、医療的ケアの必要な子どもの就学がすすみ、ニーズも高まっている。子どもが安心して学校に通うための措置を講ずるとともに、以下のことにとりくむこと。  ②重度重複のしょうがいのある子どもたちが小中学校等に多数在籍する実態等をふまえ、理学療法士（PT）・言語療法士（ST）等を小中学校等に新たに配置・派遣できるようにすること。 |
| （回答）  〇　府としては、2021（令和３）年度に「市町村医療的ケア等実施体制サポート事業」を再編・拡充し、理学療法士（PT）・言語聴覚士（ST）等の外部人材を活用し、自立活動の指導の充実を図る市町村に対し、その経費の一部を補助しています。さらに、2024（令和６）年７月「令和７年度国の施策並びに予算に関する提案・要望（教育関連）」の中で、自立活動等の指導充実に必要な財源措置について、国に対し要望しています。 |
| （回答部局課名）  教育庁　教育振興室　支援教育課 |

様式　２

回　　　　　　答

団体名（　　　部落解放大阪府民共闘会議　　　）

|  |
| --- |
| （要望項目）  11．【医療的ケア】  「医ケア法」の施行に伴い、医療的ケアの必要な子どもの就学がすすみ、ニーズも高まっている。子どもが安心して学校に通うための措置を講ずるとともに、以下のことにとりくむこと。  ③学校看護職の普及、啓発をおこなうこと。また、学校看護師の勤務実態を把握し、配慮あるとりくみをおこなうよう市町村教育委員会を指導すること。 |
| （回答）  〇　学校看護師の人材確保と体制整備推進を目標に、2018（平成30）年度より「市町村医療的ケア等実施体制サポート事業」を実施しており、同事業の人材確保事業において、学校看護師の定着支援をめざして大阪府看護協会との連携のもと、学校看護師対象の「医療講習会」を実施しています。  〇　また、市町村教育委員会を対象とした「市町村医療的ケア連絡会」において、各市町村の学校看護師の雇用状況や、先の医療講習会における学校看護師の意見交流の様子等を情報提供し、共有しています。加えて、「医療的ケア実践報告会」等を通して、地域の学校における医療的ケアに係る実践や学校体制づくり等について教職員や求職中の看護師にも広く周知し、学校看護職の魅力についての普及、啓発を行ってまいります。 |
| （回答部局課名）  教育庁　教育振興室　支援教育課 |

様式　２

回　　　　　　答

団体名（　　　部落解放大阪府民共闘会議　　　）

|  |
| --- |
| （要望項目）  11．【医療的ケア】  「医ケア法」の施行に伴い、医療的ケアの必要な子どもの就学がすすみ、ニーズも高まっている。子どもが安心して学校に通うための措置を講ずるとともに、以下のことにとりくむこと。  ④医療的ケアの必要な子どもや保護者が転入学時に安心して就学できるよう施設設備等条件整備や、通学支援をおこなうこと。 |
| （回答）  〇　2018（平成30）年度より実施の「市町村医療的ケア等実施体制サポート事業」の体制整備推進事業において、医療的ケアが必要な児童生徒等が新たに転入学した学校を対象に、受け入れのために必要な施設整備や備品購入に係る経費の一部を補助することに加え、2021（令和３）年度より、外部人材活用や医療的ケア等の障がいのある児童生徒のために通学支援を行う市町村教育委員会に対し、その経費の一部を補助するなど、これまでの事業内容を再編・拡充したところです。  〇　大阪府としましては、医療的ケアの必要な児童生徒を含む支援の必要な児童生徒が、安全・安心に就学・通学することができるよう市町村教育委員会のサポートに努めてまいります。 |
| （回答部局課名）  教育庁　教育振興室　支援教育課 |

様式　２

回　　　　　　答

団体名（　　　部落解放大阪府民共闘会議　　　）

|  |
| --- |
| （要望項目）  11．【医療的ケア】  「医ケア法」の施行に伴い、医療的ケアの必要な子どもの就学がすすみ、ニーズも高まっている。子どもが安心して学校に通うための措置を講ずるとともに、以下のことにとりくむこと。  ⑤子どもや保護者のニーズを捉え、事業の拡充をおこなうこと。 |
| （回答）  〇　府としては、引き続き市町村教育委員会と連携しながら、児童生徒や保護者のニーズの把握に努めるとともに、医療的ケアの必要な児童生徒等、障がいのある児童生徒が、地域の学校へ安心して就学・通学することができるよう、市町村における支援教育体制の充実を促進してまいります。 |
| （回答部局課名）  教育庁　教育振興室　支援教育課 |

様式　２

回　　　　　　答

団体名（　　　部落解放大阪府民共闘会議　　　）

|  |
| --- |
| （要望項目）  12．【院内学級】  院内学級の整備をはかるとともに、学級設置を弾力的におこなうこと。また、私立学校へ通う子どもたちの在籍問題、転出入する子どもの学籍簿の取り扱い、退院した後のケアも含め、学校と院内学級との連携の必要性を認識し、配慮あるとりくみをするよう求めること。 |
| （回答）  〇　病院内学級については、入退院による年度途中の人数異動、入院期間の短期化により在籍せずに学習支援が求められるケースなど、支援学級の設置要件である在籍確保が困難になる場合などがあり、運営上多くの課題があります。  〇　入院する児童生徒や保護者は治療に加え退院後に不安を抱えていることから、府教育庁としても、院内学級と前籍校との充分な連携が重要であると認識しており、その必要性について「『ともに学び、ともに育つ』支援教育のさらなる充実のために」（2013（平成25）年３月改訂）において、より一層の周知徹底を図っています。  〇　病院に入院する児童生徒の学習保障や心のケアにおいて、病院内学級の必要性は十分認識しており、今後のあり方については、引き続き国に対して働きかけてまいります。  〇　また、私立の小学校及び中学校についても、院内学級の制度周知や学校との連携における課題の情報提供を行うとともに、児童生徒及び保護者の意向を踏まえ、転出入の対応や院内学級との連携について配慮されるよう、引き続き校長会において要請してまいります。 |
| （回答部局課名）  教育庁　教育振興室　支援教育課  教育庁　私学課 |

様式　２

回　　　　　　答

団体名（　　　部落解放大阪府民共闘会議　　　）

|  |
| --- |
| （要望項目）  13．【研修計画・研修内容】  教職員の研修にあたっては、大阪府におけるしょうがい児教育の経過を十分に認識し、地域で「ともに生き、ともに学び、ともに育つ」ことをめざした「インクルーシブ教育」を推進し、しょうがいのある子どもたちの人権を尊重した教育活動をすすめる研修計画や研修内容を策定すること。 |
| （回答）  〇　府教育センターでは、小・中・高等学校初任者研修において、「子どもを理解する方法とその指導・支援の在り方について」の講義を行い、支援教育に関する基礎的な理解を深めています。他にも、「支援教育実践研修」や「障がい理解・啓発推進研修」等、障がいの基礎的理解を身に付ける基礎研修から専門的な知識を得る研修まで多岐にわたって実施しています。  〇　実践に学ぶものとして、高等学校初任者研修において、「支援教育の現状に学ぶ―ともに学び、ともに育つ―」として「知的障がい生徒自立支援コース」を設置した高等学校で授業見学や研究協議を行い、様々な障がいのある生徒に対する教育実践から学ぶ機会を設定しています。  〇　また、「小・中学校人権教育研修」や「府立学校人権教育研修」においても、実践発表等を通して、「ともに学び、ともに育つ」学校づくりについて具体的な取組みから学ぶ内容を取り入れています。 |
| （回答部局課名）  教育庁　教育振興室　高等学校課 |

様式　２

回　　　　　　答

団体名（　　　部落解放大阪府民共闘会議　　　）

|  |
| --- |
| （要望項目）  14．【教育相談】  支援学校で実施する教育相談は、しょうがいのある子ども本人の意思、保護者の意見を尊重すること。教育相談については、本人が通学している学校と連携をとり、すすめること。また、支援学校には大阪府立支援学校における就学にかかる教育相談等のガイドライン（21年４月１日改正）を周知すること。支援学校の通学校区変更については、子ども、保護者、当該地域・学校への充分な周知期間を設けること。 |
| （回答）  〇　支援学校で実施している入学に関する教育相談については、本人・保護者から障がいの状況を踏まえ、就学に関する思いや不安等を丁寧に聞き取りしております。  〇　2013（平成25）年９月の学校教育法施行令の一部改正の内容のひとつとして、保護者及び専門家からの意見聴取の機会の拡大が挙げられています。また、文部科学省初等中等教育局特別支援教育課から「障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～（2021（令和３）年６月）」が示されました。  〇　教育相談については、毎年度当初に府立支援学校校長会及び教頭連絡会などを通じて、『大阪府立支援学校における就学にかかる教育相談等のガイドライン』を提示し、人権に配慮した教育相談を実施するよう指導するとともに、他の説明会等の機会においても担当者に適切な教育相談を行うよう確認しています。これらにより、各支援学校では適切に教育相談を実施していると認識しています。今後とも、支援学校において、より丁寧な教育相談が行われるよう指導してまいります。  〇　支援学校の通学区域割変更がある場合の周知については、関係市町村教育委員会とも十分に連携しながら説明会を開催するなど、本人・保護者に不安感を与えないよう丁寧な対応に努めてまいります。 |
| （回答部局課名）  教育庁　教育振興室　支援教育課 |

様式　２

回　　　　　　答

団体名（　　　部落解放大阪府民共闘会議　　　）

|  |
| --- |
| （要望項目）  15．【就学前】  幼年期から「ともに生き、ともに学び、ともに育つ」機会を充実するとともに、小学校等につなぐとりくみをすすめること。 |
| （回答）  〇　支援を要する幼児に対しては、早期からの気づきと支援が重要であり、就学後も継続して、一貫した支援が必要であると認識しています。  〇　大阪府では、教育庁と福祉部が連携して、2018（平成30）年４月に大阪府幼児教育センターを開設し、府内公立私立の幼稚園、保育所、認定こども園の教職員を対象とした研修の充実に努めているところです。研修の中では、就学前の人権教育として支援の必要な幼児への対応や、小学校教員と交流する機会を設けるなど取り組んでいます。  〇　今後も、各校園所において、「ともに学び、ともに育つ」教育や幼保こ小の連携がはかれるよう推進してまいります。  〇　学校教育法第81条に基づいて、私立幼稚園等においても特別の支援を必要とする幼児に対する教育を行うものと認識しております。  〇　大阪府の取組みといたしましては、特別支援教育の充実と保護者の負担の軽減を図るため、「大阪府私立幼稚園等特別支援教育費補助金」を活用し、心身障がい児が就園する私立幼稚園等を支援しております。  〇　また、私立幼稚園等に対し大阪府教育センターが実施する特別支援教育に関する専門研修への参加できるよう周知を図るとともに、府立支援学校が行う公開授業等について私立幼稚園等の案内を行うなど、関係課と連携して教育が特別の支援を必要とする幼児の受け入れに必要なスキルのアップを図っています。引き続き、加盟園を対象に研修を実施している私立幼稚園関連団体の協力を得ながら、私立幼稚園等における特別支援教育の充実に取り組んでまいります。  〇　保育所保育指針では、保育の目標として、人との関わりの中で、人に対する愛情、信頼感、人権を大切にする心を育てることとされており、保育所は、子どもの人権に十分配慮するとともに、子ども一人一人の人格を尊重して保育を行わなければならないとされています。同様に、小学校へのつなぎについては、保育所保育が、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し、幼児期にふさわしい生活を通じて、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うようにすることとされています。  〇　また、幼保連携型認定こども園教育・保育要領においても、指導計画作成にあたって配慮すべき事項として園児の人権や園児一人一人の個人差に配慮した適切な指導を行うようにすること、また、小学校教育が円滑に行われるよう、小学校の教師との意見交換や合同の研究の機会などを設け、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有するなど連携を図り、幼保連携型認定こども園における教育及び保育と小学校教育との円滑な接続を図るよう努めるものとすると記載されています。  〇　大阪府としましては、障がい児保育担当保育士等研修、幼保連携型認定こども園教育・保育要領研修会等を実施し、各保育所や認定こども園における取組みを支援するとともに、今後とも引き続き、市町村等を通じて、保育所保育指針や幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づいた適切な取組みが実践されるよう働きかけてまいります。 |
| （回答部局課名）  教育庁　市町村教育室　小中学校課  教育庁　教育振興室　支援学校課  教育庁　私学課  福祉部　子ども家庭局　子育て支援課 |

様式　２

回　　　　　　答

団体名（　　　部落解放大阪府民共闘会議　　　）

|  |
| --- |
| （要望項目）  16．【精神疾患】  精神疾患についての理解がすすみ、早期に対応できるとりくみをすすめること。 |
| （回答）  〇　精神疾患についての知識や学校生活で必要な配慮等について理解することは必要であると認識しております。  〇　府教育庁では、教職員が障がいに対する理解や認識を深め、一人ひとりの障がいの状況に応じた適切な教育が行えるよう、毎年、府内小・中・高等学校教職員等を対象に障がい理解教育研修会を実施しております。その中で、発達障がいや精神疾患等についての理解を深めるとともに、二次的障がいを引き起こさないようにするための支援のあり方等を研修会の中で触れるようにしています。  〇　今後もこのような研修の場を利用し、精神疾患についての理解や対応についての取組みを進めてまいります。  〇　府教育センターでは、「学校教育相談課題別研修」において、学校が医療・福祉機関等と連携し、発症している生徒に対する具体的な支援を考える内容を実施し、精神疾患に対する適切な理解を深めています。  〇　また、「小・中・高等・支援学校初任者等研修」において、毎年、冊子「みつめよう一人ひとりを（2024(令和６)年３月改訂）」を活用し、精神障がいを含めた障がい理解を推進しています。  〇　さらに、「新規採用養護教諭研修」、「養護教諭10年経験者研修」において、人権尊重の観点から、精神障がいのある児童生徒に対する適切な対応についての研修を実施しているところです。  〇　教職員が生徒の心の健康問題への理解を深め、適切な対応をするために、2001（平成13）年度より府立高等学校への精神科医師の派遣、2011（平成23）、2012（平成24）年度には、モデル校を指定し、精神科医師による指導・助言を行うなど医療に繋げる見極めについても、多くのアドバイスをいただきました。  〇　また、2013（平成25）年度から2019（令和元）年度には、管理職や養護教諭などの学校保健担当教諭を対象とした精神科医師や心理士による講演会を実施し、精神科受診にあたっての留意事項や、本人や保護者に対する学校の対応についての理解を深めたところです。  〇　2023(令和５)年度には、７月に民間企業と連携し、「精神疾患の予防と回復で取り上げる疾患について～事例を含めて～」というテーマで、ペアワークを交えながら、研修を実施しました。2024（令和６）年度も12月に民間企業と連携した研修を実施する予定です。  〇　児童生徒が心の不調や精神疾患等の心の健康について、関心をもち、正しく理解したうえで、適切な対処や行動選択ができるようにすることが求められていることから、社会のスティグマを軽減し、引き続き、教職員が精神疾患について正しい知識を身につけることができるよう取り組んでまいります。 |
| （回答部局課名）  教育庁　市町村教育室　小中学校課  教育庁　教育振興室　高等学校課  教育庁　教育振興室　保健体育課 |

様式　２

回　　　　　　答

団体名（　　　部落解放大阪府民共闘会議　　　）

|  |
| --- |
| （要望項目）  17．【地域の社会教育施設】  子どもの在学中はもちろん、卒業後も地域の社会教育施設（図書館･公民館など）で学ぶことができるよう、環境整備や支援体制などを整えること。 |
| （回答）  〇　府教育庁では、障がいのある方が社会教育施設を利用しやすいように、府立中央図書館や府立少年自然の家を「大阪府福祉のまちづくり条例」に基づき整備し、エレベーター、スロープ、障がい者用トイレ（バリアフリートイレ）、点字ブロック、手すりなどの設置はもとより、誘導鈴、触知案内板、磁気誘導ループの設置など施設の環境整備の充実に努めています。  〇　また、府立中央図書館においては、ホームページの音声対応や対面朗読の実施、点字版・録音版墨字図書新着案内の製作・配布を行うとともに、ファックス、Eメールでの図書資料に関する相談や、点字・墨字・録音図書、字幕又は手話入りDVDの郵送貸出を行うなど、来館が困難な方が利用しやすいような取組みを行っています。  〇　さらに職員に対しては、手話講習会や音訳に関する研修などを実施しています。  〇　併せて、こうした取組みが地域の図書館においても普及するよう、府内市町村図書館等の職員・ボランティアを対象に障がい者サービスの研修会を行っています。 |
| （回答部局課名）  教育庁　市町村教育室　地域教育振興課 |

様式　２

回　　　　　　答

団体名（　　　部落解放大阪府民共闘会議　　　）

|  |
| --- |
| （要望項目）  18．【人権啓発】  保護者・大阪府民に対して、地域で「ともに生き、ともに学び、ともに育つ」ことをめざした「インクルーシブ教育」の啓発をおこなうこと。 |
| （回答）  〇　府教育庁では、「市町村教育委員会に対する指導・助言事項」において、すべての幼児・児童・生徒、教職員及び保護者、地域に対し、支援教育の理解と啓発を推進させ、インクルーシブ教育システムの理念を踏まえた取組みを進めるよう示しています。  〇　高等学校で学ぶ障がい等により配慮を要する生徒に対する社会的自立や社会参加に向けた教育の推進をテーマに「高等学校における支援教育推進フォーラム」を開催し、インクルーシブ教育の啓発に努めています。  〇　大阪府では、複雑多様化する人権課題に的確に対応するとともに、国際都市にふさわしい環境を整備するため、「大阪府人権尊重の社会づくり条例」を改正するとともに、「大阪府性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」及び「大阪府人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消に関する条例」を制定しました。  〇　これらの３条例をふまえ、障がいのある人の人権問題をはじめとして、様々な人権問題についての啓発を推進することを目的に、人権白書「ゆまにてなにわ」を毎年度作成しています。  〇　「ゆまにてなにわ」は、市町村などの行政機関をはじめ、学校や関係団体等にも広く配布し、人権研修の場などで啓発用資料として活用されています。また、企業等における教材としての活用やイベント時の配布に加えて、人権局のホームページにも掲載し、周知及び啓発に努めています。  〇　今後とも、関係部局等と連携の下、内容の充実に努めるとともに、市町村や関係団体等とも連携し、効果的な啓発活動の実施に努めてまいります。 |
| （回答部局課名）  教育庁　教育振興室　支援教育課  教育庁　教育振興室　高校改革課  府民文化部　人権局　人権企画課  府民文化部　人権局　人権擁護課 |